



Est.1912

# よこと館だより

発行：至誠学舎立川 編集：法人事務局



## 「社会を明るくする運動」

運動の根底には、社会的弱者を取りこぼさない社会の実現があり、それは私たち社会福祉法人が地域から求められる役割と何ら変わらないものであることに気づかされました。これまで理解を深めてこなかった自分への反省を含めて、以下に紹介させていただこうと思います。

「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目途にすすめられる全国的な運動です。法務省が主唱し、今年で73回目を迎える歴史ある活動です。全国の各自治体が推進委員会を組織し、地域の特性をふまえて活動を展開しています。



東京都においても推進委員会が組織され、また、立川市においても地区推進委員会が設置されて、強調月間である7月を中心に実施計画がたてられています。ここ数年はコロナの影響もあり限定的な活動でしたが、今年は全国各地においても徐々に活動再開の方向ですすめられているようです。立川市では、6月28日、市長を委員長とする推進大会の開催を皮切りに各種事業が予定されています。7月9日（日）、10時からは立川駅にて街頭広報活動として、啓発グッズの配布がおこなわれます。さらに、地域企業の全面協力もあり、7月の1カ月間、立川北口の伊勢丹立川ビジョンや南口のアレアビジョンなどの大型ビジョンに啓発ビデオが流されるなど、多くの人の目に留まるような企画もすすめられています。また、10月18日から3日間、立川市役所にて啓発展示会、2月24日（土）にはアイムホールにて啓発映画会が予定されており、年間を通して市民の皆様の関心を高めていけるような機会創出が企画されています。立川市以外でも、児童のスポーツ教室や音楽イベント等の独自の啓発活動がそれぞれの自治体単位で企画されており、今更ながら、活動規模の大きさに驚かされます。ぜひ、皆さんも関心をもっといただければ幸いです。

この活動のシンボルマークである幸福（しあわせ）の黄色い羽根をどこかにつけ、運動名を記したタスキを肩からかけて、立川駅街頭等に立つ私の姿を見かけた方は、是非、遠巻きにうつむいて通り過ぎずに、声をかけていただくと大変嬉しく、何より励みになると思います。どうぞ皆様、「社会を明るくする運動」のご周知のほどよろしく願いいたします。

＜児童事業本部 本部長 石田芳朗＞

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第73回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい 🔍 検索



## 児童事業本部

4月から至誠学園の施設長を拝命しました山田俊一です。よろしくお願ひします。至誠学園の子どもたちが生活する「レジデンス銀杏」では、一昨年よりツバメの巣があります。ツバメは毎年訪れては巣を新築し、現在ちょうど3か所目が完成した所です。

3階に住む親鳥は屋上からの出入りをしておりましたが、1階の新居に住む親鳥たちは園の子どもたちや職員と同じように事務所の前の廊下を通り、巣作り用の泥をせっせと運んでいました。「ツバメが通ります」の張り紙をし、往来や事務所のドアの開け閉めにも気を付けていますが、これからは運ぶものが食べ物に変わっていくのかなあと考えています。また、廊下の手すりですり羽を休めている親鳥の姿を見かけた時に「お疲れ様。あなたも一息ついたらいかが？」と笑顔で言ってくれているように妄想してしまうのは果たして私だけでしょうか？園に立ち寄る機会があれば是非ツバメたちにも会いに来て下さい。



(至誠学園 施設長 山田俊一)

## 保育事業本部

5・6月に行われた至誠ひの宿保育園の懇談会で、少しお困りの保護者から動画等をどの程度子どもに見せてもよいかとの話題がありました。モンテッソーリ教育法では子ども自身が想像力を働かせることが重要であり、大人が考えたキャラクターなど空想物はその妨げになると考えます。子どもは五感を使った生まれる前からのいろいろな体験を通して、言語や動きなどある種の能力や想像力を養います。世の中が便利になるほど人としての能力、身体や五感を均衡して使うことが難しくなるのかとは思いますが、メッシのドリブルをテレビで見せるよりも、一緒に球を蹴る、あるいは小中学生の試合に連れていく方が見て聞いて匂って触れる等、子どもにとっては望ましいでしょう。家や近所での偶発的な体験で十分ですが、保育園でのモンテッソーリ教育法に基づく様々な活動は体系的に整理されているのでより計画的な体験ができると考えられています。「もし環境がその子どもたちにぴったりに整えられていれば、とても小さい子どもたちもしばしば、その年齢以上の器用さや正確さを発揮して活動を展開し、私たちを当惑させます。」(マリア・モンテッソーリ著『幼児の秘密』日本モンテッソーリ教育総合研究所、P.106)

(至誠ひの宿保育園 園長 高橋滋孝)

## 高齢事業本部至誠ホーム

最近、至誠ホームオン二の看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下、看多機(かんたき))では、自宅から外出するが自分では戻れずに警察に保護された認知症を患った方の引取りが、昼夜問わず度々ある。そのような方の引取りは、身元保証人でもない当事業所が対応するのかが悩ましいが、対応する人がいない以上、仕方がない。「後見制度は申立て中ではあるが、後見人は決まっていない!」「地域包括支援センターや社協の権利擁護の担当者が対応すべきなのか?」「家族が対応できれば良いのだが、対応できる家族はない!」結局、誰がすべきか不透明。まさに「制度の狭間」。介護保険をベースに、様々な法制度に沿った事業展開をしていく私たちにとって、「制度」は不可欠。時に面倒なこともありつつも、自分たちを守るものでもある。それは利用者にとっても同じ。しかし、生活を支えていく中で、その「制度」も万能ではない。看多機では、「通い」を中心に、「宿泊」や、自宅への「訪問」を組み合わせて総合的に提供し、ケアマネジメントも事業所の介護支援専門員が行う。加えて、細かな決まりがなく、柔軟な対応が可能なのが、看多機の特徴であり強み。ともすれば「なんでもあり」と捉えられがちな事業だが、前述の「制度の狭間」を埋める福祉的な対応を行うことも可能であり、その「価値」を認識し「誇り」をもって事業にあたりたい。

(至誠ホームオン二 園長 宮本智行)

※原稿の都合上、事務局長よりは次回(第93号2023年9月発行)にて掲載予定とさせていただきます。

(編集後記)先日子どもと一緒に映画館で映画を鑑賞しました。久々の映画館に私もワクワク!40分弱という長さでしたが、ポップコーンやジュースを飲みながらも椅子からおりずし最後まで観ていられました♪(小)